

## 許可取消書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、電話番号、代表者氏名）

年 月 日付許可第 号で許可した  
については、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例  
第33条2の規定により、下記のとおり許可を取り消す。  
る。

年 月 日

東久留米市長

⑩

### 記

- 1 取消事項
- 2 取消理由
- 3 その他

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東久留米市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、東久留米市を被告として（訴訟において東久留米市を代表する者は東久留米市長となります。）、提起することができます。ただし、意義申立てをした場合は、この処分の取消しの訴えは、その意義申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。